

我孫子市立布佐小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月 策定

平成26年5月 施行

令和 8年9月 改訂

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸ばすことができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの未然防止のための取り組み

（1）心の教育の充実

- ・ 道徳を中心とした全教育活動を通して、基本的人権を尊重する態度、お互いの違いを認め合う「多様性尊重」の心の育成に努める。
- ・ 規律ある生活習慣の確立に向け、「『はい』の返事」「挨拶の推進」「靴足を揃える」を徹底し、全校で継続して取り組む。
- ・ ペア学習やグループ活動を日常の学習に取り入れ、友だちと分かり合える楽しさや自分の役割が誰かの役に立っているという「自己有用感」を実感できる指導の工夫を行う。

(2) 児童の主体的な参画によるいじめゼロ気運の醸成

- ・児童自身がいじめの問題を自分事としてとらえ、自発的・自治的な活動を通して取り組めるように、特別の教科道徳や学級活動、児童会活動でいじめ問題やお互いの立場を尊重することについて取り扱い、指導・支援を行う。

(3) 生徒指導の機能を生かした全員参加の授業の推進

- ・ペアやグループ活動の中で考えを伝え合い、自分とは異なる考え方があることを知り、認め合うことができる場を設定し、共感的人間関係を育む。
- ・学習サポーター等の教員を活用したきめ細やかな学習活動を展開し、児童が学習に主体的に取り組むことができる環境を作り、満足した学校生活を送ることができるようにする。

(4) 豊かな人間関係づくり

- ・「なかよし活動」や「異学年交流」等の異年齢交流をはかることで、リーダーシップや慕う心を育み、他学年や他校と繋がったり関わったりすることの喜びや大切さに気づくようにする。
- ・友だちと分かり合える楽しさや嬉しさを共感できる豊かな心の育成と、相互交流の場を工夫することでコミュニケーション力を育成する。
- ・「幼保小交流」や「小中一貫教育」を継続して展開し、校種間の移行期における人間関係の不安を和らげ、進級・進学に伴う不適応を未然に防止する。

(5) 教職員の資質向上

- ・教職員全員が資質等向上の研修を通し、学んだことを教育活動に積極的に取り入れていく。
- ・教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童を傷つけたり他の児童によるいじめを助長したりすることもあると認識し、十分注意するとともに、そのような態度や行動が見られたら、管理職に報告相談することを周知・徹底する。

(6) SOSの出し方教育

- ・助けを求めることは恥ずかしいことではなく、自分を守るための大切な行動であると伝えていく。
- ・児童自身が、自分のSOSサインやストレスに気づく力を育て、教員はそのサインを受け止めて支援をしていく。

(7) 教職員の共通理解

- ・月に1度の生徒指導部会や校内支援委員会、長欠対策会議、日々の情報共有等により支援や対応指針等の共通理解を行う。

3 いじめの早期発見、早期対応のための取り組み 『手立てを最優先に！』

- (1) 児童理解と非言語メッセージの察知
 - ・朝の会での健康観察時や授業中、休み時間等の声色や表情の観察
 - ・一人一台端末での「スクールライフノート」（心の健康観察）の活用
 - ・教員や友だちとの関わり
 - ・保健室来室時の様子
- (2) アンケートの実施
 - ・我孫子市いじめアンケート 年2回実施（6月、11月）
 - ・WEBQU（3～6年生対象 年2回実施）
 - ・学校生活アンケート（12月）
- (3) 教育相談の実施
 - ・日常的な教育相談の実施
 - ・学級担任による全員面談（6月、11月、適宜）
 - ・スクールカウンセラーや心の相談員による全員面談（4、5年生）
- (4) 相談窓口の設置
 - ・養護教諭、心の教室相談員、スクールカウンセラー、校内支援センターの職員に気軽に相談できる体制の整備を行う。
 - ・相談箱の設置（校長室、保健室、相談室）
 - ・各学期に相談窓口の周知を行う
- (5) 家庭や地域との連携
 - ・学校だよりやホームページ等で、いじめ等に係る学校の考え方を周知する。
 - ・学校だよりやH&Sにて、子どもたちの活動の様子を知らせる。
 - ・保護者や地域の方々と日頃から信頼関係を築き、家庭と学校で情報共有と連携を図る。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

- ① 生徒指導部会（月1回）
- ② 職員会議（月1回）
- ③ いじめ防止対策委員会（生徒指導部会と兼ねる及び有事の際）

いじめ防止等に組織的に対応するため、いじめ防止対策委員会を設置し、定期的に基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。

＜校内構成員＞ ○校長 ○教頭 ○教務主任 ○生徒指導主任 ○担任
○養護教諭
○教育相談担当 ○スクールカウンセラー
○その他関係職員 ○心の相談員

＜校外構成員＞ ○「我孫子市教育委員会、我孫子市役所、我孫子警察、スクールソーシャルワーカー、児童相談所」等の関係機関

5 いじめ防止対策年間計画〈別紙1参照〉

6 いじめに対する具体的な措置 『鍵は即時対応と組織的対応』

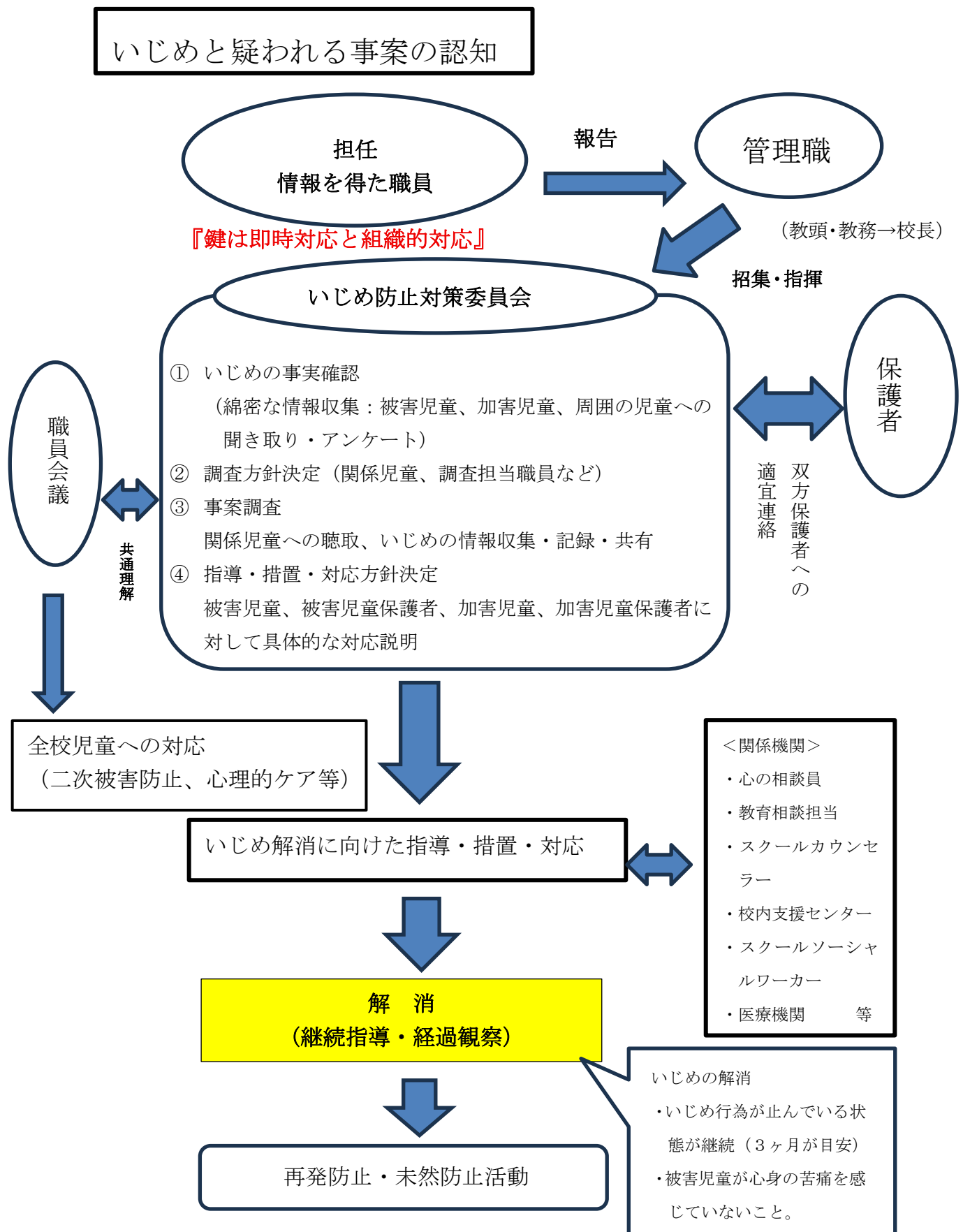
独自の判断は禁物！ 素早く対応！

- ・自己判断ではなく、学校のいじめ対策組織へ報告・情報共有を行い、組織全体で対応することを徹底する。
- ・「いじめは絶対に許されないもの」との認識に立つ。
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にもおこりうる」という危機意識をもつ。
- ・「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念をもつ。
- ・「早期かつ即時対応」と「組織的対応」の認識に立つ。
- ・「小さな芽を小さいうちに摘む」ことを重視する。

＜ネットいじめへの対応＞

インターネットやSNS上の問題には、学校、家庭、地域が連携して取り組む必要がある。危険性の周知だけではなく、フィルタリング等の普及やルールづくりの必要性を伝えておくと、早期発見につながる場合があるため、定期的に情報モラル教育に取り組んでいく。インターネットに関する問題を把握した場合、当該児童の被害拡大を防ぐこと最優先に対応していく。

(1)いじめ認知後の流れ



＜被害児童に対する支援＞

- ・教職員は、被害者の視点に立ち、安全を最優先に考え、「味方」となって支える立場で接する。
- ・いじめられていることを語りたがらない場合は、時間を重ねていくことを考慮し、性急にならずに気持ちに寄り添って話を聞く。

＜加害児童に対する支援＞

- ・いじめを行っている時の気持ちなどについて話をさせる。
- ・いじめと感じていなかったり、認めようとしなかったりする場合は、威圧的にならず、受容的に聞く。
- ・児童が社会の中で自分らしく生きることができる存在となるように、必要に応じた支援を継続して行っていく。

＜周辺児童に対する支援＞

- ・事実を確認するこの段階では、周辺児童の行動に対する善悪の判断はしない。
- ・内容に矛盾がないかどうか慎重かつ多面的に検討し、事実を明らかにする。
- ・事実確認終了後、時と場を考慮して必要な指導を行う。

＜被害児童、加害児童の保護者への対応＞

- ・保護者の立場や心情に十分に配慮し、現状と今後の具体的な対応説明する。
- ・保護者の心配していることを明らかにして、終息に向けた今後の見通しについて説明していく。

＜家庭や地域、関係機関と連携した取り組み＞

- ・家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取り組みについて伝えるとともに家庭での様子や友だち関係について情報を集め、指導に生かしていく。
- ・必要に応じて専門機関、カウンセラーなどの専門家の活用を検討する。

(2)重大事態発生時の対処

【重大事態とは】

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いが認めるとき
- 二 いじめにより当該児童に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(いじめ防止対策推進法第28条1号、2号より)

以上のことから、本校では以下のような事案を「重大事態」と捉えるものとする。

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・児童が精神性の疾患を発症した場合
- ・児童が身体に重大な傷害を負った場合

- ・児童が金品等に重大な被害を被った場合
- ・児童が相当の期間（年間30日以上）学校を欠席することを余儀なくされた場合

※児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

（１） 調査組織の設置と調査の実施

- ・いじめ防止対策委員会のメンバーを母体に、我孫子市教育委員会の支援と協力を仰ぐ。
- ・具体的な調査組織の構成員については、我孫子市教育委員会の指示を仰ぐ。

（２） 校内の連絡と報告体制について

- ・校内における連絡・報告体制は、いじめ防止対策委員会の報告体制及び「緊急対応マニュアル」に従って実施をする。

（３） 重大事態の報告

- ・重大事態の事実関係、その他の必要な情報等について、直ちに我孫子市教育委員会に報告する。

（４） 外部機関との連携

- ・我孫子市教育委員会の指示のもと、事実関係の調査や事後対応、発生の防止等について具体的な対応を行う。

7 いじめ防止基本方針の公表、点検、評価等について

- ・学校いじめ防止基本方針は、その都度見直しを行い、ホームページで公表する。
- ・常時いじめの未然防止、早期発見に努めるとともに、各アンケートを実施し、学習や学校生活における心の在り様を把握し、対応や改善に向けた確認をする。

別紙1 年間を見通したいじめ防止指導計画について

いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組むために、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の計画を立てて、学校全体でいじめの問題に取り組めます。

1. 児童が主体となった活動

- | | |
|--------------------|----|
| ○異学年交流の実施 「なかよし活動」 | 通年 |
| ○学級活動などでの話し合い活動の実施 | 通年 |

2. 教職員が主体となった活動

- | | |
|--------------------------------------|-----------|
| ○一人一人の実態に応じたわかる授業の展開 | 通年 |
| ○校内の授業研究会の実施 | 通年 |
| ○教育相談週間の設定 | 6月、11月、2月 |
| ○教科や学級活動等を中心にした道徳教育や
情報モラル教育の時間設定 | 通年 |
| ○保護者全体会等での学校の方針説明 | 4月 |
| ○学校だよりを活用したいじめ防止に係る啓発 | 通年 |
| ○参観日の懇談会における話題提供と話し合い | 4月、2月 |

3. いじめ早期発見の活動

- | | |
|-----------------------|-----------|
| ○児童の発する具体的なサインの作成と共有 | ※別紙2、3参照 |
| ○SOSの出し方教育の実施と相談窓口の周知 | 4月 |
| ○教育相談週間の設定 | 6月、11月、2月 |
| ○市一斉のアンケートの実施 | 6月、11月 |
| ○学校生活アンケート | 12月 |
| ○WEB Q U | 6月、11月 |
| ○職員会議での情報の共有 | 通年 |
| ○進級時の情報の確実な引き継ぎ | 年度末 |
| ○過去のいじめ事例の蓄積 | 通年 |
| ○心の健康観察の実施 | 毎日 |

※計画を作成するに当たっては、教職員の研修や児童への指導、地域や保護者のご意見に留意し、総合的にいじめ対策を推進していきます。

別紙 2

＜子どもの様子を把握するためのサイン例＞

学校だけでなく家庭でも多くのサインを出している。小さなサインを見逃さず、教職員間、家庭と連携を図っていく。

1. 学校でのサイン

★ 朝の会

- 遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。
- 教職員と視線が合わず、うつむいている。
- 体調不良を訴える。
- 提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。
- 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。

★ 授業中

- 保健室やトイレに行く回数が急激に増える。
- 教材等の忘れ物が目立つ。
- 机周りが散乱している。
- 教科書・ノートに汚れがある。
- 筆記用具等の貸し借りが多い。
- 教職員や児童の発言などに対して、突然個人名が出される。

★ 休み時間等

- 持ち物にいたずらをされる。
- 給食を教室の自分の席で食べない。
- 用のない場所にいることが多い。
- ふざけ合っているが表情がさえない。
- 衣服の汚れ等がある。
- 一人で清掃している。
- 教室等で仲間同士集まり、ひそひそ話をしている。
- ある児童にだけ、周囲が異常に気を遣っている。
- 教職員が近づくと、不自然に分散したりする。
- 自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の児童がいる。
- 嫌なあだ名が聞こえる。
- 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。
- 壁等にいたずら、落書きがある。
- 机や椅子、教材等が乱雑になっている。
- トイレに滞在する時間が増える。

○廊下を走ったり、ふざけあつたりすることが増える。

★ 放課後等

○慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。

○持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。

2. 家庭でのサイン

○学校や友人のことを話さなくなる。

○友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。

○朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。

○電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。

○受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。

○不審な電話やメールがある。

○遊ぶ友だちが急に変わる。

○部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。

○理由のはっきりしない衣服の汚れがある。

○理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。

○登校時刻になると体調不良を訴える。

○食欲不振・不眠を訴える。

○学習時間が減る。

○成績が下がる。

○持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。

○家庭の品物、金銭がなくなる。

○大きな額の金銭を欲しがる。